

違反対象物の公表実施要領

岡崎市消防本部

違反対象物の公表実施要領

岡崎市消防本部

第1 趣旨

この要領は、違反対象物の公表に関する要綱（以下「公表要綱」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公表対象違反の判断

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務となる防火対象物において、当該設備を構成する機器等が一切設置されていないことをいう。ただし、これらの設備に代えて用いることができる消防法施行令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されている場合等を除く。

主な事例は、別添1のとおりとする。

第3 公表の調査及び報告

1 公表要綱第4条第1項に規定する公表調査報告書（公表要綱様式第1号）に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 名宛人、防火対象物の名称、所在地等を特定するための資料

登記事項証明書、賃貸借契約書等

(2) その他参考資料

公表対象違反に対する判定資料

2 消防署の査察員は、公表対象違反の調査のために必要がある場合は、消防署予防管理係又は予防課特別査察係に協力を依頼することができる。

第4 事務処理上の留意事項

1 予防課の査察員が公表対象違反を覚知した場合の事務処理は、公表調査報告書、勧告書及び公表通知書の起案を同時期に行うよう努めるものとする。

2 消防署の査察員が公表対象違反を覚知した場合の事務処理は次に掲げるとおりとする。

(1) 公表調査報告書、勧告書及び公表手続き依頼書の起案は、同時期に行うよう努めるものとする。

- (2) 公表要綱第4条第4項に規定する消防長への公表の依頼は、消防署長の決定後、予防課特別査察係を経由して依頼するものとする。

第5 公表の通知

- 1 勧告書及び公表通知書は、公表対象違反について権原を有する関係者に対して交付し、当該防火対象物に入居する店舗等の関係者には、必要があると認める場合に交付する。
- 2 公表予定日の14日前までに関係者へ公表通知書を交付することができない場合は、公表する日を遅らせるなどの措置をとることができるものとする。
- 3 勧告書及び公表通知書は、配達証明の取扱いにより郵送するものとする。ただし、当該関係者へ直接交付することが望ましい場合は、受領書（岡崎市消防法等違反の処理に関する要綱様式第13号）に自署又は記名、押印を求めるものとする。

第6 是正の確認及び公表の削除又は取止め

- 1 公表対象違反の是正の確認は、原則、現地確認にて行うものとする。
- 2 公表対象違反是正報告書及び公表手続き依頼書の起案は、同時期に行うよう努めるものとする。
- 3 消防署長が公表の削除又は取止めを決定した場合は、公表手続きの依頼を消防長へ予防課特別査察係を経由して依頼するものとする。

第7 スケジュール等

スケジュール及び事務手続きのフローは、別添2を参考にする。

第8 公表対象違反の周知

岡崎市消防本部のホームページへの掲載及び削除の際は、消防掲示板等により消防職員へ周知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【主な事例】

※屋内消火栓設備：屋内栓、スプリンクラー設備：S P、自動火災報知設備：自火報
屋外消火栓設備：屋外栓、パッケージ型消火設備：パッケージ

事例 1 令 8 区画 平屋建て、6 項口、建物所有者 A <table><tr><td>6 項口 管理権原者 B 自火報有</td><td>令 8</td><td>6 項口 管理権原者 C 自火報無</td><td>1 階</td></tr></table> 状況：令 8 区画の片方 6 項口（管理権原者 B）部分に自火報が設置されているが、もう片方の 6 項口（管理権原者 C）部分には設置されていない。 違反：6 項口（管理権原者 C）部分に自火報が未設置	6 項口 管理権原者 B 自火報有	令 8	6 項口 管理権原者 C 自火報無	1 階	★公表対象違反としない。 理由：自火報が他の部分に設置されているため。
6 項口 管理権原者 B 自火報有	令 8	6 項口 管理権原者 C 自火報無	1 階		
事例 2 平屋建て、16 項イ、延べ面積 300 m²未満、建物所有者 A <table><tr><td>6 項口 管理権原者 B 自火報無</td><td>15 項</td><td>15 項</td><td>1 階</td></tr></table> 状況：防火対象物全体としては自火報が義務ではなく設置もされていない対象物に、6 項口が新たに入居した。 違反：6 項口部分に自火報が未設置	6 項口 管理権原者 B 自火報無	15 項	15 項	1 階	★公表対象違反とする。 理由：防火対象物に自火報の機器等が一切設置されていないため。
6 項口 管理権原者 B 自火報無	15 項	15 項	1 階		
事例 3 平屋建て、16 項イ、延べ面積 300 m²未満、建物所有者 A <table><tr><td>6 項ハ（宿泊有） 管理権原者 B 自火報有</td><td>5 項イ 管理権原者 C 自火報無</td><td>1 階</td></tr></table> 状況：6 項ハ（宿泊有）部分のみに、自火報が設置されている対象物に、新たにの 5 項イが入居した。 違反：5 項イ部分に自火報が未設置	6 項ハ（宿泊有） 管理権原者 B 自火報有	5 項イ 管理権原者 C 自火報無	1 階	★公表対象違反としない。 理由：自火報が他の部分に設置されているため。	
6 項ハ（宿泊有） 管理権原者 B 自火報有	5 項イ 管理権原者 C 自火報無	1 階			

事例 4 2 階建て、16 項イ、延べ面積 300 m²未満 <table><tr><td>15 項 自火報無</td><td>5 項イ 自火報無</td><td>2 階</td></tr><tr><td>6 項ロ 自火報有</td><td>15 項 自火報無</td><td>1 階</td></tr></table> 状況：1 階の 6 項ロ部分のみに、自火報が設置されている対象物の 2 階に 5 項イが入居した。 違反：2 階の 5 項イ部分に自火報が未設置	15 項 自火報無	5 項イ 自火報無	2 階	6 項ロ 自火報有	15 項 自火報無	1 階	★公表対象違反としない。 理由：自火報が他の部分に設置されているため。
15 項 自火報無	5 項イ 自火報無	2 階					
6 項ロ 自火報有	15 項 自火報無	1 階					
事例 5 代替の消防用設備等における一部免除 3 階建て、屋内栓設置義務有、屋外栓により 1、2 階は屋内栓設置免除 <table><tr><td>3 階増築 屋内栓無</td><td>3 階</td></tr><tr><td>屋外栓により屋内栓の設置免除</td><td>2 階</td></tr><tr><td>屋外栓により屋内栓の設置免除</td><td>1 階</td></tr></table> 状況：1、2 階の屋内栓を屋外栓の設置により免除されている防火対象物に、3 階が増築された。 違反：3 階に屋内栓が未設置	3 階増築 屋内栓無	3 階	屋外栓により屋内栓の設置免除	2 階	屋外栓により屋内栓の設置免除	1 階	★公表対象違反としない。 理由：屋内栓の代替である屋外栓により、他の部分が包含されているため。
3 階増築 屋内栓無	3 階						
屋外栓により屋内栓の設置免除	2 階						
屋外栓により屋内栓の設置免除	1 階						
事例 6 型式失効 自火報が設置義務となる対象物に、同設備が設置されているが、機器の一部が型式失効している。	★公表対象違反としない。 理由：型式失効は、不備指摘や違反処理を行う場合、未設置と同様な扱いをしているが、公表の対象としては、取り扱わない。						

事例 7 設備の部分的な故障又は部分的な撤去 屋内栓が設置義務となる対象物に、同設備が設置されているが、消火ポンプの故障又は撤去により、実質、屋内栓としての機能を果たさない。	★公表対象違反としない。 理由：維持管理上の不備については、公表の対象としない。
事例 8 令第 29 条の 4 の設備等で設置要件の対象外 屋内栓が設置義務となる対象物に、無窓階以外であることの理由でパッケージが設置されているが、一部の階が無窓階となり、パッケージを設置することができる要件の対象外となる。	★公表対象違反としない。 理由：設置要件の対象外となるが、防火対象物に設備等が設置されているため。